

# 九州工業大学利益相反マネジメントポリシー

平成16年11月 4日

学 長 裁 定

改 正 平成18年10月 1日  
平成18年12月 5日  
平成22年 3月31日  
平成27年 3月19日  
平成29年 3月 2日  
平成30年 3月 7日

## 1. 目的

九州工業大学（以下「本学」という。）は、明治専門学校として開学して以来、実学を旨とし、世界をリードする高度技術者の養成、産業界に有用となる高度な研究を通して社会へ貢献してきた。新たな時代を迎え、わが国は「知」が駆動する知的財産立国を目指し、大学で創造された「知」を直接的に社会へ還元することが強く求められている。本学は、開学以来の伝統である実学重視の伝統を継承し、産学官連携ポリシーにおいて、社会が求める人材の育成と学術研究の社会への還元を積極的に推進することを宣言した。

真理の探求を目的とする大学と、利益追求を目的とする企業とは、その基本的な性格や役割を異にしていることから、産学官連携推進により、大学や役員及び職員(以下「職員等」という。)が特定の企業等から得る利益や特定の企業等に対し負う責務が、それが大学における任務と衝突する状況が生じ得る。このような状況を「利益相反」と呼び、産学官連携活動に伴い不可避免的に発生するものである。産学官連携を積極的に推進している本学では、当然の帰結として利益相反は日常的に生じる。本学のインテグリティ(社会的信頼)を損なわないためには、不可避免的に発生する利益相反に真摯に対応し、職員等が安心して産学官連携活動に取り組むことができる環境を整備するとともに、本学が責任をもって社会に対し説明を果たすことが重要である。

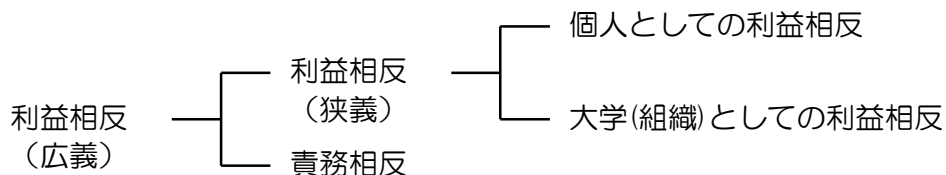
本ポリシーの目的は、本学及び本学職員等がインテグリティ(社会的信頼)を保持しつつ、安心して産学官連携活動を積極的に推進できる学内ルールやシステム等の環境を整備することにある。また、産学官連携の推進により不可避免的に発生する利益相反を、本学及び本学職員等が常に意識して公正かつ効率的に任務を遂行する姿勢と、その活動を支えるルールを内外に明示することにある。

## 2. 定義

本ポリシーにおける用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「広義の利益相反」とは、狭義の利益相反と責務相反を含んだものをいう。
- (2) 「狭義の利益相反」とは、大学や職員等が産学官連携活動に伴って得る利益と、大学における教育と研究等の責任が相反する状況をいう。
- (3) 「責務相反」とは、職員等が兼業活動などにより企業等に対し負う責任と、大学における職務遂行上の責任が両立しえない状況をいう。
- (4) 「個人としての利益相反」とは、狭義の利益相反のうち、職員等個人が産学官連携活動に伴って得る利益と、職員等個人の大学における教育と研究等の責任が相反する状況をいう。
- (5) 「大学(組織)としての利益相反」とは、狭義の利益相反のうち、大学(組織)が産学官連携活動に伴って得る利益と、大学(組織)の社会的責任が相反する状況をいう。

(1)～(5)で定義した用語の相互関係



- (6) 「利益相反行為」とは、大学のインテグリティ(社会的信頼)を保持できない程度に、大学における教育と研究等の責任よりも自己又は第三者の利益を優先させているとの疑念を抱かれる行為をいう。
- (7) 「利益相反問題」とは、利益相反行為が起きているために、大学のインテグリティ(社会的信頼)を保持できない問題をいう。
- (8) 「責務相反行為」とは、企業等に対する責任と大学における職務遂行上の責任が両立せず、「大学のインテグリティ(社会的信頼)を保持できない程度に、兼業等に関わる責任を優先させているとの疑念を抱かれる」行為をいう。
- (9) 「責務相反問題」とは、責務相反行為が起きているために、大学のインテグリティ(社会的信頼)を保持できない問題をいう。

### 3. 利益相反マネジメントの基本的な考え方

- (1) 本学は、産学官連携による社会貢献を教育と研究に続く第三の使命の一つとして位置付け、産学官連携を積極的に推進する。また、本学は数多くの大学発ベンチャーを起業した実績を有しており、今後もこれを推奨、支援する。
- (2) 本学は、産学官連携に至るプロセスにおいて、本学の職員等と連携機関との関係等に対して社会から疑念を抱かれないように、公明性・公平性・中立性を保持した手続きを行う。
- (3) 本学は、職員等が安心して産学官連携活動を積極的に推進できるように利益相反マネジメントに関する適切な学内ルール及びシステムの整備を行う。
- (4) 本学は、産学官連携活動によって生ずる利益相反に関する社会へのアカウンタビリティ（説明責任）を有する。このため、利益相反マネジメントの基本である利益相反に関する情報を開示した職員等に対して、本学は利益相反マネジメントを真摯に行い、職員等が安心して産学官連携活動を推進できるように支援する
- (5) 別添別図に示す利益相反マネジメント体制によって、利益相反マネジメントを行う。

別 図 利益相反マネジメント体制図

